

○内閣府告示第百五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																
第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 清涼飲料水の成分規格 (1) (略) (2) 個別規格 1. (略) 2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。	第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 清涼飲料水の成分規格 (1) (略) (2) 個別規格 1. (略) 2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。																
<table><tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>有機物等 (全有機炭素)</td><td>3 mg / l 以下であること。</td></tr><tr><td><u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</u></td><td><u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</u> の和として0.00005 mg / l 以下であること。</td></tr></table>	第1欄	第2欄	(略)		有機物等 (全有機炭素)	3 mg / l 以下であること。	<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</u>	<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</u> の和として0.00005 mg / l 以下であること。	<table><tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>有機物等 (全有機炭素)</td><td>3 mg / l 以下であること。</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></table>	第1欄	第2欄	(略)		有機物等 (全有機炭素)	3 mg / l 以下であること。	(新設)	(新設)
第1欄	第2欄																
(略)																	
有機物等 (全有機炭素)	3 mg / l 以下であること。																
<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</u>	<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</u> の和として0.00005 mg / l 以下であること。																
第1欄	第2欄																
(略)																	
有機物等 (全有機炭素)	3 mg / l 以下であること。																
(新設)	(新設)																

(略)	(略)
3. (略)	3. (略)
2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)
(略)	(略)

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和八年四月一日前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。